

# 社会保険庁の組織の在り方についての論点

平成16年12月9日

社会保険庁

## 1. 社会保険事業の運営主体に求められる基本的要素

- 少子高齢化の進展の中で、国民の信頼の下、将来にわたり持続可能性を確保すること。（破綻は許されない）
- 国民全てによる支え合いの仕組みが確保されること。
- 国民の視点に立った質の高いサービスが提供できること。
- 年金については、全国民を対象に、一元的、超長期的に被保険者情報を管理できること。
- 政府管掌健康保険については、健康保険組合や共済組合の加入者以外の全ての被用者の受け皿としての機能が確保されること。
- 被保険者情報の保護の徹底が図られること。
- 保険料の強制徴収、滞納処分等の公権的な行為を迅速・確実に行えること。
- 効率的・効果的に業務を行えること。

## 2. 効率的・効果的な組織の徹底

### (1) 基本的な考え方

- ① 運営主体がどのように変わろうと、効率的・効果的な組織であることを徹底することが必要。
- ② 今後も、高齢化の進展に伴い、年金裁定請求、年金相談等の業務量の増加が見込まれるが、
  - ・システムの合理化等により、業務量の増加を抑制するとともに、
  - ・社会保険事業としてのコア業務以外は、積極的に外部委託や非正規雇用の活用により、組織のスリム化・効率化を進める。
- ③ また、効果的な業務執行ができる拠点、人員配置を行う。

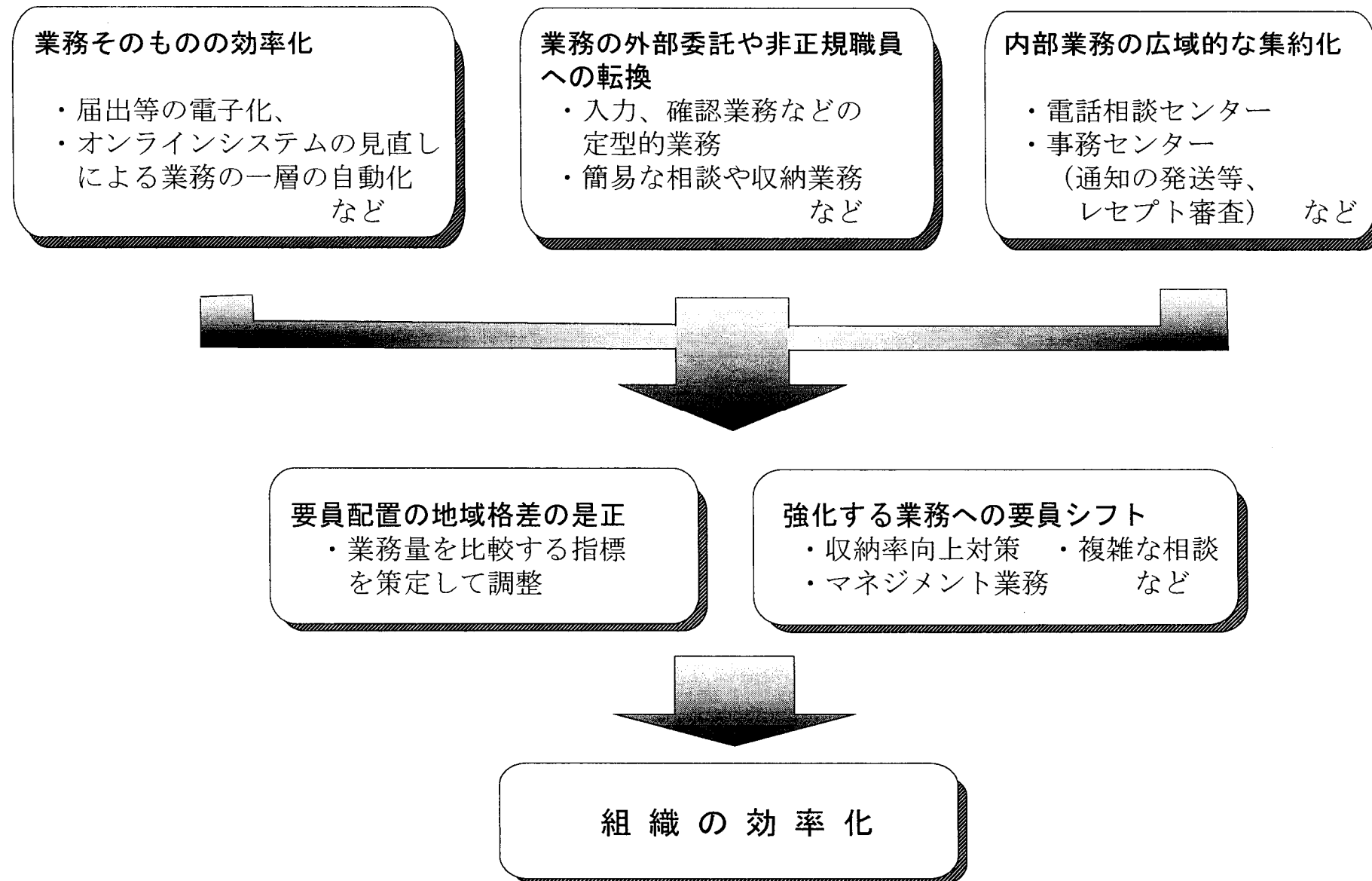
### (2) 社会保険事業のコア業務

- ① マネジメント業務・・収納率の向上、サービス改善、コスト削減等の業務改善、委託業務の管理など
  - ② 権利義務を具体的に確定するための業務・・年金の裁定審査、保険料の決定、手当金の給付審査など
  - ③ 「公」の名義で行うことが必要な業務・・強制徴収など
  - ④ 社会保険の高度な知識が必要な業務・・複雑な相談など
- <業務の分野>

	政管健保	厚生年金	国民年金	コア業務 (例)	非コア業務 (例)
全体の業務管理				業務管理	
記録管理、システム 適用 (資格の得喪)				システム企画 等	ソフト開発、保守管理 等
徴収				資格確定、立入調査 等	入力、確認業務 等
給付				長期滞納者への対応 等	通常の戸別訪問、電話督促等
相談				給付の裁定 等	入力、確認業務 等
保健事業				複雑事案への対応 等	軽易な相談
				事業の企画立案	健診事業 等

(注) これらの業務のほか、医療保険制度全体を所管する厚生労働大臣から権限の委任を受けて、保険医療機関の指定、監督等の業務を行っている。

### (3) 組織の効率化の方策



## (4) 効果的な拠点・人員の配置

### ① 拠点の配置の在り方

#### ○ 国民へのサービス拠点はきめ細かく配置

- ・ 社会保険事務所、年金相談センター、社会保険出張相談所などの国民へのサービスの拠点は、地域の特性等を考慮しながら、きめ細かく配置

#### ○ 内部業務は集約化を進める

- ・ 社会保険事務所で行っている届出等の処理、通知の発送等の内部業務や、電話対応業務のうち、集約化が可能なものは、**都道府県単位の事務センター、電話相談センター**への集約化を進める。
- ・ さらに、業務の特性に応じ、**都道府県単位を超えた広域的な業務**の推進も検討。

### ② 人員配置の在り方

#### ○ 人員配置の地域間格差の是正

- ・ 最適な人員資源の配分を実現するため、業務量指標等について改めて検証を行い、段階的な人員配置の見直し計画を策定し、人員配置の地域間格差を是正する。

#### ○ 適材適所と人材の流動化

- ・ 適材適所の配置を行うとともに、全国組織としての一体感の醸成、中央組織と地方組織の相互の緊密な連携、取組好事例等の全国展開、広い視野に立った人材の育成などといった観点から、**中央組織と地方組織との間、地方組織の間での人事交流の拡大**を行う。

### 3. 独立行政法人化その他の公法人化等について

社会保険庁について、独立行政法人化その他の公法人化等をしてはどうかという議論に関しては、例えば、以下のような論点があるが、どのように考えるか。

- お客様志向の職員意識の徹底を図るための組織形態は、どのようなものか。
- 効率的・効果的な業務推進のために、内部組織、人員配置の見直しを柔軟に行える組織形態は、どのようなものか。
- 強制徴収等の公権力の行使を迅速に行うための組織形態は、どのようなものか。
- 加入納付の義務感や、長期の信頼性を確保するための組織形態は、どのようなものか。
- 国会や厚生労働大臣の関与との関係を、どのように考えるか。
- 市町村との連携との関係を、どのように考えるか。

## 4. 徴収部門の他の機関との統合論について

徴収部門の他の機関との統合論について、例えば、以下のような論点があるが、どのように考えるか。

### (1) 徴収部門を**国税庁**に統合してはどうかという議論について

- 統合された徴収部門以外の**適用・給付・相談・記録管理の部門**について、どのように考えるか。
- 国民年金第1号被保険者の約2200万人のうち、所得税の申告納税者数は約350万人と推計されるが、税務署が把握していない層**について、どのように考えるか。
- 国民年金の場合、未納額は最高でも約30万円であり、**少額多数債権**という特性について、どのように考えるか。

### (2) 徴収業務を**市町村**へ再び委ねてはどうかという議論について

- 国民年金の保険料の徴収事務を、平成14年に市町村から国に移した経緯の中で、どのように考えるか。
- 国民年金と地域保険である**国民健康保険や介護保険との関係**をどのように考えるか。
- 自治会等の地域組織との連携や、商工会などの事業団体との連携、市町村との協力関係**について、どのように考えるか。

## (参考) 年金制度、医療保険制度改革をめぐる検討との関係

### (1) 年金制度改革との関連

- 今般の「**国民年金法等の一部を改正する法律**」の附則第3条では、
  - 「1 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、社会保険料などの負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、**公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。**
  - 2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、**公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。**」とされている。
- 本年7月に、内閣官房に、内閣官房長官が主宰する「**社会保障の在り方に関する懇談会**」が設けられ、社会保障の基本的考え方、給付と負担の在り方、制度の在り方、その他の検討を行っている。

### (2) 医療保険制度改革との関連

- 医療保険制度に関する**基本方針**（平成15年3月28日閣議決定）を踏まえ、次期医療保険制度改革においては、都道府県単位を軸として保険者の再編・統合を進めていくこととされている。
- 政府管掌健康保険の再編**については、
  - ・「事業運営の効率性等を考慮しつつ、**財政運営は、基本的には、都道府県を単位としたものとする**」
  - ・「引き続き、政管健保の組織形態等の在り方について検討する」
  - ・「この基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けて実現を目指す」とされている。
- 現在、医療保険制度体系に係る改革の具体的内容については、社会保障審議会医療保険部会において検討を進めているところであり、平成18年の通常国会への法案提出を検討中。